

医療費助成のお知らせ

医療費助成の更新

「子ども医療費」、「母子・父子家庭医療費」、「心身障害者医療費」の助成受給者証は、更新申請書の提出があった方から、送付しています。更新申請書の提出がまだの方は、提出してください。

母子・父子家庭医療費、心身障害者医療費助成対象者へのお知らせ

病院を受診する際は、『受給者証』と『健康保険証』を窓口へ提示し、『母子・父子家庭医療費助成申請書（水色の用紙）』・『心身障害者医療費助成申請書（64歳までの方はオレンジの用紙、65歳以上の方は黄色の用紙）』に（住所・氏名・生年月日・受診年月・受給者番号・保険証の記号・番号・保険者名）を正しく記入・押印し医療機関等の窓口にも月ごと、病院ごと、診療科ごとに分けて提出してください。また、同じ月に入院と通院の両方があった場合は入院分1枚と外来分1枚の2枚を提出してください。

● 提出先 町民福祉課福祉班 ☎354-5706

障がい者（児）外出支援事業のお知らせ

松島町では、重度障がい者（児）の方を対象に外出支援事業を実施しています。対象の方には平成30年4月下旬頃より申請のうえ、ご利用していただいています。

「平成30年度松島町福祉タクシー利用券」の有効期限は3月31日となっております。それ以降は、ご利用になれませんのでお気をつけください。

● 対象 平成30年1月1日時点で下記の手帳または受給者証の交付された方（入院中および施設入所中の方は対象外となります。）【①身体障害者手帳1級または2級保持者、②療育手帳「A」保持者、③精神保健福祉手帳1級または2級保持者、④特定医療（指定難病）医療受給者証保持者、⑤小児慢性特定医療費受給者証保持者で重症の認定を受けている方

● 助成 福祉タクシー利用券（年1万2千円分）を交付（ガソリン助成金またはタクシー利用の共通券です）

● 目的 在宅で生活する重度障がい者（児）の外出時の経済的負担を軽減し、社会参加を支援するため

● 問合せ先 町民福祉課福祉班 ☎354-5706

お庭の手入・家庭菜園の準備作業 受付中

寒さも緩み、一雨ごとに春めいてきて、冬ごもりしていたカエルやヘビや昆虫たちが地中からはい出てくる頃となりました。もうすぐ春です。お庭の手入れ、家庭菜園の準備などの土耕作業を、経験豊富なシルバー会員がお手伝いをさせていただきます。

例年混み合いますので、お早めにお申し込み頂きますようお願いいたします。

庭いじりの好きな方。シルバーの会員になって活躍しながら楽しんでみませんか。

いつでも入会説明会を行っておりますのでお気軽にご連絡ください。



公益社団法人 松島町シルバー人材センター

〒981-0215 松島町高城字浜1番地の3
☎353-4505・FAX 353-4506
E-mail: matsushima@sjc.ne.jp
URL: http://www.sjc.ne.jp/matsushima/

(愛称 生き生きセンター)



チエブクロー

消費生活コーナー

「送り付け商法（ネガティブオプション）！！」に気をつけましょう！

送り付け商法とは、消費者が頼んでもいないのに事業者が一方的に商品を送り付け、その代金を請求するものです。

一言メモ

- 身に覚えのない商品は受け取り拒否をしましょう。
- 代金引換と言われても「いりません」とキツパリ断りましょう。
- 商品を受け取った場合は、業者が商品を受け取りに来るまでの14日間は保管義務があります。期間が過ぎたら処分できます。（相手に電話はしないでください）
- お金を払ってしまったら、商品を受け取った当日を含めた8日の期間内に「クーリング・オフ通知」を送ります。（払ってしまったお金を取り戻すのは難しいです）
- 銀行振り込みの場合は警察に被害届を出して銀行口座凍結をお願いします。この場合も既に口座からお金は引き出されていると思ってください。
- 「もしかしたら注文したかも…」などあやふやな記憶でも、自分を信じて「いりません！！」と断りましょう。心配事は相談員に相談してください！

詳しく知りたい、不安に思われる方は相談員に相談してください。

- 松島町消費生活相談窓口
相談日時 毎週火曜日・金曜日 午前9時～午後4時30分
相談窓口 産業観光課産業振興班 消費生活相談窓口 ☎354-5707
- 宮城県消費生活センター
相談日時 平日 午前9時～午後5時・土日 午前9時～午後4時
相談専用電話 ☎261-5161
- 消費者ホットライン ☎188（「いやや」と覚えてください）
- 法 テ ラ ス ☎0570-078374
- 警察相談専用電話 「#9110」

いりません！！



平成30年 松島町農地賃借料情報

平成30年1月から平成30年12月までに締結（告示）された農地の賃借における賃借料水準（10aあたり）は以下のとおりです。

1. 田の部

区分	平均額	最高額	最低額	データ数
現金	13,900円 (10,600円)	18,000円 (18,000円)	0円 (10,000円)	161筆内訳： 18,000円は2筆、15,000円は125筆、 10,000円は32筆、7,000円は1筆、 0円は1筆 (39筆、町内分)
物納	59kg	60kg	30kg	149筆内訳： 60kgは145筆、30kgは4筆

2. 畑の部

区分	平均額	最高額	最低額	データ数
現金	0円	-	-	1筆内訳：0円は1筆

※平均額の（ ）数字については、公益社団法人みやぎ農業振興公社による農地保有合理化事業「村ぐるみ型手法」の古浦地区の事業と町外耕作者が中間管理事業により設定したものを除いた場合の数値になります。

・大郷町は、5筆で、平均13,400円です。

※金額は算出結果を4捨5入し100円単位としています。 ※データ数は集計に用いた筆数です。

※取引実例の情報であり、賃借料を決定しているものではありません。

● 問合せ先 農業委員会 ☎354-5707